

平成25年11月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
福祉生活病院常任委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
総務教育常任委員会.....	9
福祉生活病院常任委員会.....	1 5

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 25年ー 22 (25.11.14)	福祉保健	4ワクチンの定期予防接種化を求める意見書の提出に ついて	公益社団法人鳥取県医師会	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
25 年－ 22 (25.11.14)	福祉保健	4 ワクチンの定期予防接種化を求める意見書の提出について ▶請願趣旨 ワクチンで予防できる病気を V P D (Vaccine Preventable Diseases) と呼び、多くの欧米先進国では、国の制度として国民に予防接種が行われている。 現在、予防接種法に基づき、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎 (ポリオ)、麻しん・風しんなどの感染症を予防するために、ワクチンの定期接種を市町村が実施主体となって行っている。 ところが、今も日本では、子どもやおとなも毎年多くの人々がワクチンで予防できるはずの病気 (V P D) に感染して苦しんだり、後遺症が残ったり、死亡したりしている。 平成 25 年 4 月、予防接種法の改正により、ワクチン接種緊急促進事業として 3 ワクチン (子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌) が定期接種へ追加され、実施されている。 しかしながら、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及び B 型肝炎の予防の 4 ワクチンについては、まだ定期接種化されておらず、国民や医療関係者から早期に定期接種化するよう求める声が多く寄せられている。 一方、法案審議の過程で、衆参両院の厚生労働委員会において、これら 4 ワクチンについて、定期接種の対象とすることについて検討し、平成 25 年度末までに結論を得る旨を示す附帯決議が採択されている。 これを受け、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において関連の審議が行われているところであり、必要なワクチンを速やかに定期接種化することが望まれているところである。 そこで、国民の健康と生命を守るべく、ワクチンで予防できる病気にかからないようにするためにも、水痘、おたふくかぜ、	公益社団法人鳥取県医師会 (紹介議員) 藤 井 省 三 山 口 享	

福祉生活病院常任委員会・請願

福祉生活病院常任委員会・請願

		成人用肺炎球菌及びB型肝炎の予防の4ワクチンを予防接種法の定期接種に追加することに関して、地方自治法第99条の規定による意見書を国会及び関係行政庁へ提出していただきたく請願する。 ▶請願事項 ワクチンで防ぐことができる病気に対する予防の4ワクチン（水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌及びB型肝炎）について速やかに定期接種化すべく、国に対して、地方自治法第99条の規定による意見書を提出していただきたい。		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 25年－ 25 (25.11.25)	未 来 づ く 推 進	特定秘密保護法の制定に反対する意見書の提出について	憲法改悪反対鳥取県共同センター	
総 25年－ 27 (25.11.26)	危機管理	島根原発の再稼働に対して慎重な判断を行うことについて	さよなら島根原発ネットワーク 外	
総 25年－ 28 (25.11.26)	危機管理	島根原発の「新規制基準適合性審査」申請内容に関する情報公開と県民説明会を行うことについて	さよなら島根原発ネットワーク 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 25年ー 23 (25.11.15)	福祉保健	「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について	鳥取県ろうあ団体連合会	
福 25年ー 24 (25.11.22)	生活環境	原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出について	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	
福 25年ー 26 (25.11.25)	福祉保健	安心して子どもを生み育てられるように「子育て王国とっとり」の名にふさわしい保育行政を充実させることについて	よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 25 (25. 11.25)	未 来 づ り 推 進	特定秘密保護法の制定に反対する意見書の提出について ▶陳情趣旨 与党が制定を目指している「特定秘密の保護に関する法律案」(秘密保護法案)は、「我が国の安全保障に関する」、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」事項を指定するとしている。何を秘密に指定するかは国民には知らされず、警察の活動も含めた広範な情報を秘密にすることができる。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰(最高懲役 10 年)される恐れがあり、国民の知る権利は侵害される。「秘密」の取り扱い者を対象にするという「適性評価」は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものである。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象である。本法案では、故意による情報漏洩だけでなく、過失による情報漏洩も処罰するとしている。既遂の場合だけでなく、未遂の場合、共謀の場合、教唆の場合、煽動の場合も処罰対象としており、処罰できる行為の範囲が広すぎる。 秘密保護法案は、アメリカと軍事戦略・情報を共有する「受け皿」となる国家安全保障会議設置法案とあわせ成立が狙われており、集団的自衛権の行使を可能にし、「戦争する国」づくりの第一歩となる法案で、憲法の平和原則ともまったく相容れない。 そもそも、新たにこのような「特定秘密の保護に関する法律」を制定するまでもなく、今ある法律はその機能を果たしている。たとえば、最も懸念されるであろう「防衛」に関しては、防衛秘密が記された自衛隊法第 96 条の 2 の別表第四がある。 法案は、主権者国民が政府を監視するという立憲主義に敵対し、日本国憲法の根本原理を根底から覆し、国民の目、耳、口をふさぐ基本的な人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法に他な	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		らない。 特定秘密の保護に関する法律（秘密保護法）を制定しないよう強く求める。 ▶陳情項目 特定秘密の保護に関する法律を制定しないように、意見書を国会に提出すること。		
25 年－ 27 (25. 11.26)	危機管理	島根原発の再稼働に対して慎重な判断を行うことについて ▶陳情理由 2011 年 3 月 11 日に起きた東京電力株式会社福島第一原発事故は、原発立地自治体はもちろんのこと、福島県、近隣県、そして全国に甚大な影響を及ぼした。東京電力株式会社福島第一原発では、いまだ汚染水漏出を止めることもできず、高線量の放射線を浴びながら、約 3, 000 人の作業員が収束作業を続けている。そして、福島県内外において約 14 万の方々が困難な避難生活を強いられ、故郷に戻る見通しさえない方、戻ることをあきらめざるを得ない方、不安を抱えながら故郷で暮らすか苦渋の選択を迫られる方々がたくさんおられる。諸外国による輸入停止等の規制措置はいまだ継続しており、米国等の主要輸出国が対象地域、対象品目を拡大するなど、農林水産業及び地域経済に取り返しのつかない悪影響を及ぼしている。故郷で安心して暮らし、営み、次の世代を育む、という当たり前の権利が、奪われている。 福島及び近隣地域が直面しているこのような現実には、ひとたび原発が重大事故を起こせば、原発立地自治体は居住困難となり、一切の生活・経済活動を主体的・計画的に行うことが不能となることを突き付けている。 現実起きてしまった原発事故により、周辺 30 km 圏内の自治体はおろか、50 km 離れていても、気象条件次第で高濃度の放射性物質による汚染が避けられないことも明らかとなった。原子力規制委員会は新しい規制基準を策定し、各原発における安全対策を求めているが、この基準は原発の安全を担保するも	さよなら島根原発ネットワーク 外 1 団体	

総務教育常任委員会・陳情

		のではない。そしてこの規制基準は「フィルター付ベント」と称して、事故時には、放射性物質を原子炉内から周辺に放出することが前提になっている。この放出される放射性物質が、周辺地域にどのような影響を及ぼすかを見極めなければ、実効性のある避難計画を立てることは不可能であり、住民の安全は保証されない。 例えば、米子市が策定する「広域住民避難計画」（島根原子力発電事故対応）は、まだまだその有効性・実効性を確認するための試行錯誤の状態であり、市民の安全・安心を保証するものとはなっていない。さらに、たとえ避難できたとしても、福島での現状を見れば明らかなように、元の住居地へ、長期にわたり帰還できず（帰還そのものが不可能になる場合も想定され）、その後の長期の生活がどのようなのかに関しては、この計画の中でも「考え方の記載にとどめる」のままで、何ら具体的な内容には至っていない。 以上の理由により、鳥取県議会に対し、県民の安全を守る立場から中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の再稼働に関して、陳情事項に記載した点を満たすことを慎重に検討し、判断されることを陳情する。 ▶陳情事項 中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の再稼働の判断においては、万が一の事故時において、住民が被曝することのない安全な広域避難実施が担保されることは必要不可欠であり、県民の安全・安心を確保する観点から、慎重かつ十二分に検討され、判断されることを求める。		
25 年－ 28 (25. 11.26)	危機管理	島根原発の「新規規制基準適合性審査」申請内容に関する情報公開と県民説明会を行うことについて ▶陳情理由 2011 年 3 月 11 日に起きた東京電力株式会社福島第一原発事故は、原発立地自治体はもちろんのこと、福島県、近隣県、そして全国に甚大な影響を及ぼした。東京電力株式会社福島第一	さよなら島根原発ネットワーク	外 1 団体

総務教育常任委員会・陳情

		原発では、いまだ汚染水漏出を止めることもできず、高線量の放射線を浴びながら、約 3, 000 人の作業員が収束作業を続けている。そして、福島県内外において約 14 万の方々が困難な避難生活を強いられ、故郷に戻る見通しさえ立たない方、戻ることがあきらめざるを得ない方、不安を抱えながら故郷で暮らすか苦渋の選択を迫られる方々がたくさんおられる。諸外国による輸入停止等の規制措置はいまだ継続しており、米国等の主要輸出国が対象地域、対象品目を拡大するなど、農林水産業及び地域経済に取り返しのつかない悪影響を及ぼしている。故郷で安心して暮らし、営み、次の世代を育む、という当たり前の権利が、奪われている。 福島及び近隣地域が直面しているこのような現実、ひとたび原発が重大事故を起こせば、原発立地自治体は居住困難となり、一切の生活・経済活動を主体的・計画的に行うことが不能となり、家族や地域社会が分断され、住民と自治体による“自治”が不可能となることを突き付けている。 現実起きてしまった原発事故により、周辺 30 km 圏内の自治体はおろか、50 km 離れていても、気象条件次第で高濃度の放射性物質による汚染が避けられないことも明らかとなった。原子力規制委員会は新しい規制基準を策定し、各原発における安全対策を求めているが、この基準は原発の安全を担保するものではない。また、鳥取県が策定する「地域防災計画」(原子力災害)、広域避難計画における 30 km 圏内の約 7.3 万人の住民の避難(移住)計画など、あまりにも無謀で絵に描いた餅にすぎない。 このような現状の中での中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の「新規規制基準適合性審査」申請に関する鳥取県への事前了解願いは、鳥取県民の生活に重大な影響を与える問題であり、当事者である県民に情報開示を行い、丁寧な説明が行われるべきである。 以上の理由から、中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の「新規規制基準適合性審査」申請の事前了解願いに関して、情報の公開と県民説明会の開催を求める。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		▶陳情項目 中国電力株式会社島根原子力発電所における発電用原子炉の「新規制基準適合性審査」申請内容に関して、鳥取県に対する事前了解願い提出時に、県は意見作成にあたり広く各界から十分な情報収集を行い、県民へ情報を開示すると共に、県民の持つ不安や疑問に丁寧に答える説明会を開催することを求める。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
25 年－ 23 (25.11.15)	福祉保健	「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について ▶陳情の理由 鳥取県では、先日の県議会に於いて、全国に先駆け「鳥取県手話言語条例」が制定された。これもひとえに鳥取県議会議長及び議員の皆様のおかげと心より感謝申し上げます。私たちは、これを鳥取県だけに限らず、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することを強く要望する。 手話とは、日本語を音声ではなく手や指、身体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。 2006（平成 18）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011 年（平成 23 年）8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。 また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。	鳥取県ろうあ団体連合会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情事項 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を国に対して提出すること。	
25 年－ 24 (25.11.22)	生活環境	原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 2011 年 3 月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせると 1 万 8000 人を超える未曾有の大災害となった。この震災の中で、東京電力福島第一原発の事故が起こった。この事故の影響により、福島県では、事故発生から 2 年以上を経たなお、15 万人に及ぶ人々が先の見えない避難生活を余儀なくされている状況である。 思い起こせば、新潟県を中心に中越沖地震が起きたのは、わずか 6 年前の 2007 年 7 月である。東京電力柏崎刈羽原発の火災により黒煙を上げる悪夢のような映像が中継され、日本に住む私たちを震え上がらせた。柏崎刈羽原発の事故により、活断層地震の過小評価、耐震基準の甘さが露呈され、地震大国である日本における原発建設そのものに問題があることは明らかであった。また、この直後に東京電力に対して、巨大津波による冷却機器系喪失の危険性についても申し入れが行われている。しかし、後から考えれば、強烈な「警告」とも思えるこの事故からほんの 3 年半の間に多くの国民の意識からは地震と原発の脅威はほとんど忘れ去られたように思える。そして、悪夢はあまりにも酷い現実となって我々の前に現れた。 日本に原発をつくることがあきれるほど無謀な企てであることは、地球規模でのプレート構成を見れば一目瞭然である。日本はプレートの沈み込む境界に沿って地震と火山により成長してきた島である。さらに、地球上で唯一、3 つのプレート境界が陸上に現れる「地震の巣」であり、把握されている活断層分布だけから、発生しうる地震の規模を「想定」すること自体に無理がある。	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会

		実際に、かねてから指摘のあった島根原発直下に存在する宍道断層に関しては、中国電力は 1981 年には「存在しない」としていた活断層について広島工業大学の研究チームなどの指摘を受け、3 度の修正を行い、「22 キロメートルの活断層の存在」を認めている。もはや活断層が正確に何キロメートル存在するのかは大きな問題ではない。そこに見えるのは活断層の正確な把握が困難であるという事実だけである。「想定」を超える地震により原発を支えている岩盤そのものが崩壊するような事態に対しては、自動停止装置などの耐震装置は無力であり、建造物の耐震基準などまったく意味を持たない。実際に、他国の原発立地が日本のようなプレート境界を遠く避けていることから明らかである。 加えて、決定的な問題は高レベル放射性廃棄物に分類される使用済み核燃料である。「トイレのないマンション」に例えられる原発であるが、使用済み核燃料の処理は、「トイレ」での処理に例えるにはあまりにも危険な物質である。このたび、福島第一原発 4 号機の原子炉わきのプールから大量の使用済み核燃料を運び出す作業が始まったが、これらの核燃料は原発事故発生以来、原子炉そのものの以上の脅威となっており、取り出し作業においても周辺を高レベルの放射能汚染にさらす危険性を孕んでいる。また、一旦は安全な場所へ運び出せたとしても、最終的な処分方法や処分地は宙に浮いたままである。 現在考えられている高レベル放射性廃棄物の処理の具体的な方策は地層処分である。フィンランドでは、莫大な資金を投資し、地下 400 メートルの「オンカロ（洞窟）」に放射性廃棄物を閉じ込める計画がある。50 年間の冷却期間の後、「厳重」に封印した廃棄物をその危険性がなくなる 100 万年閉じ込める。文明を持ってから数千年の人類が 100 万年間の管理の「責任を負う」というのだから感動ものであるが、そもそも地下 670 キロメートルまで震源が分布する日本では 400 メートルほどの深さに埋めてフタをしようというこの手の処理も全く通用しない。このように、多くの問題が指摘される原子力発電であるが、廃棄物の処理だけを見ても、全く解決策が見えない。 柏崎刈羽原発の事故の記憶を驚くほどの速さで風化させた後に起きた福島第一原発の事故であるが、この 3 度目の「被曝体験」もわれわれは過去のものとしようとしているのであろうか。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		昨夏の大飯原発再稼働は、多くの国民の反対意見を無視して強行されたものであった。現在、点検のために国内の原子炉は再び全機が停止した状態になっている。福島第一原発事故の処理もできていないまま、安全性の保障ができない原発を動かすことには大きな問題がある。我々の住む山陰にも先述したように島根原発の脅威があり、福島の悲劇は決して遠い場所の出来事ではない。「4度目の過ち」を犯さないためには日本が世界一の地震国であるという避けがたい事実を十分にふまえて、原子力発電を基幹とする国のエネルギー政策そのものの転換が必要であると考え。 ▶陳情事項 現在停止している国内すべての原子炉を再稼働させず、原子力発電を基幹電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、原子力から再生可能な自然エネルギーへとエネルギー源を転換していくよう求める意見書を国会に提出すること。	
25 年－ 26 (25.11.25)	福祉保健	安心して子どもを生み育てられるように「子育て王国とっとり」の名にふさわしい保育行政を充実させることについて ▶陳情趣旨 2012 年 8 月「社会保障と税の一体改革」の一環として、消費税増税法とセットで子ども・子育て関連 3 法が成立した。それによって 2015 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）を実施しようとしている。国・地方自治体は着々と準備を進めているが、新制度はこれまでの保育制度を大きく変えるものとなっているにもかかわらず、当事者である保護者や保育関係者に制度内容がほとんど知らされていない。 新制度では、保育所保育以外は市町村は保育の実施責任を負わず、認定制度の導入によって、親の就労状況で保育時間に上限が決められたり、入所のための施設探しも親の責任となる。保育所以外にも多様な施設にバラバラな基準が設定されることなどから、子どもが受ける保育に格差が生じ、保育環境がさらに悪化することが懸念されているところである。 鳥取県は、今年度一人の保育士が受け持つ 3 歳児の人数を 15 名（国は 20 名）に改善するなど保育所整備をすすめ、保育現	よりよい保育をもとめる鳥取県実行委員会 外 4, 731 名

福祉生活病院常任委員会・陳情

		場では大変喜ばれている。一方、保育士の処遇（特に非正規）が低く、慢性的な保育士不足に悩まされている。 保育所は、子どもたちの発達と生活を豊かに保障していくための保育を営み、父母が安心して働くことができる子育て支援の重要な役割を担っている。「子育て王国とっとり」を推進する鳥取県において、保育・学童保育・子育て支援への期待が高まっている中、新制度においても児童福祉法 24 条 1 項にある各自治体の保育の実施責任を果たせるよう、保護者支援とあわせて保育環境の整備を名実共に実施されることを求めて、以下について陳情する。 ▶陳情事項 1、市町村が児童福祉法 24 条 1 項の保育実施責任を果たせるよう必要な支援をすること。 ①、新制度の検討にあたっては、すべての子どもに平等かつ必要な保育を保障する観点から、施設及び事業によって子どもが受ける保育に格差が生じないように必要な支援をすること。 ②、保育の質の維持向上のために、現在行っている県の単独助成は維持・継続し、現行水準を後退させず改善・拡充すること。 ③、県として「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられることから、「子ども・子育て会議」の設置には、広く情報提供のもと複数以上の公募者を加えること。 ④、市町村の責任を形骸化させる幼保連携型認定こども園への誘導はしないこと。 2、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充のために、予算を確保し改善・拡充すること。 ①、3歳未満児のいる保育施設には、看護師又は保健師の配置ができるよう人件費助成をすること。 ②、保育士・学童指導員・幼稚園教諭など、人材の育成・確保と保育・教育の質的向上を図るために財源を確保し、職員の処遇改善を行うこと。 ③、小学生で必要とする子どもたちに、良質な学童保育を保障できるよう市町村に対して財政支援を行うこと。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		3、認定こども園の認定基準について ①、「認定こども園」の県認定基準で、3歳以上児一クラス35人の児童数を30人に改善すること。 ②、すべての子どもに温かく安全な給食が提供できるよう自園給食室（調理室）を必置とすること。 4、認可外保育施設に対して保育の質的向上のために指導・助成を行い、今まで以上に研修の機会を多くすること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情